

入間市立豊岡小学校いじめ防止基本方針

平成26年6月30日施行
令和2年4月1日改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を具体的に示すものである。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

〈基本理念〉

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめは、全ての児童（生徒）に関係する問題であると認識する。
- ・全ての児童（生徒）が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものである。
- ・全ての児童（生徒）がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童（生徒）の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童（生徒）が十分に理解できるようにする。
- ・いじめを受けた児童（生徒）の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

(2) いじめ防止のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下の5点をポイントとする。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障すると共に、学校内だけでなく必要に応じて、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して解決にあたる。

II いじめ問題に対する取組体制（いじめ対策委員会）

(1) 「いじめ対策委員会」【生徒指導委員会内に置く】

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、各学年の担当によるいじめ対策委員会を設置する。生徒指導委員会と合わせて行ない、または必要に応じて臨時に委員会を開催する。必要に応じて外部機関とも連携を取

る。

(2) いじめ対策委員会の役割

	委員会の主な役割	委員会において中心的な役割を果たす者
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の策定 ○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行 ○いじめに関する校内研修の計画、実施 ○「いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する道徳科授業」の計画、実施 ○特に配慮が必要な児童生徒への適切な支援 ○学校評価による検証と基本方針の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> →校長・教頭 →生徒指導主任(立案・策定) →生徒指導主任(立案・策定) →生徒指導主任・学年主任(立案・策定) →生徒指導主任・学年主任 特別支援コーディネーター(立案・策定) →教頭・教務主任(立案・実施・まとめ)
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに係る情報収集・集約・情報共有 ○いじめに関するアンケートの実施・集約・分析 ○いじめチェック表での確認 ○スクールカウンセラー、さわやか相談員、教育センター相談員との連携 ○学校便りや保護者会を通じての情報収集・共有 	<ul style="list-style-type: none"> →生徒指導主任・学年主任・教育相談主任 特別支援教育担当 →各学年・担任・生徒指導主任 →生徒指導主任・学年主任・担任 →教頭・教育相談担当 →校長・各学年
早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ○速やかな対応策の検討、実施 ○加害の子どもに対する組織・継続的な観察、指導 ○被害の子どもや保護者へのS Cを利用するなどの心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> →校長・生徒指導主任 →生徒指導主任・学年主任・担任 →教頭・教育相談主任・養護教諭
重大事態への対処	<ul style="list-style-type: none"> ○市教育委員会への報告と連携 ○被害の子どもへの緊急避難措置の検討、実施 ○加害の子どもへの懲戒や出席停止の検討 ○警察への相談・通報や児童相談所等との連絡 ○緊急保護者会の開催検討、実施 ○法第28条に基づく調査を実施するための教育委員会、関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> →校長・教頭 →校長・教頭 →校長・教頭 →校長・教頭 →校長・教頭 →校長・教頭

III いじめの未然防止のための取組

〈基本方針〉

- ・児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ・教育活動の中核となる“授業”において、授業規律を確立し、集中して授業を受けさせることは、児童一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、分かる授業と授業規律の確立に努める。
- ・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情をはぐくむことができるように努める。
- ・道徳科の授業では、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもち、主体的に考え、防止に向けて行動を起こせるような取組に教育活動全体を通して推進する。
- ・見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることと同じであることを理解させる。
- ・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない。」ことを理解させ、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりの取組

①学級づくり

- 学級の中で自己を生かし、仲間とともに協力し、助け合う学級活動
(思いやり心の育成・いじめゼロ、いじめを許さない心の育成)
- 規律の中に一人一人の良さが生かされる集団づくりに取り組む

②教えることと学ぶことが明確な授業づくり

- 4つの「る」の授業実践(わかる・できる・つかえる・伝える)
- 体験的学習の重視(保幼小の連携・小中一貫教育の推進)
- 家庭学習の充実及び学習習慣の定着(10分×学年)

③規律の中に一人一人のよさが生かされる生活づくり

- 4つの「あ」(あんぜん・あいさつ・あつまり・あとしまつ)を大切にした指導
- 教育相談及び特別支援教育の充実(個への適切な対応)
- 道徳の時間の確実な確保
- いじめ・不登校解消への対応
- 人権教育の充実

④静かに整った環境の学び舎づくり

- 授業の中での安全点検
- 無言清掃…黙って、時間いっぱい集中して掃除をする。
- 季節感のある学年・学級経営(花のある生活・時季に応じた掲示物)
- 朝のあいさつ運動の継続と充実(あかるく・いつも・さきに)
- 読書タイムの充実(静寂の中での読書)

⑤行事や委員会活動の充実

- 高学年を中心に、縦割り班活動、運動会や市内体育祭、運動会、六年生を送る会などの行事や児童会活動などで、子どもたちの主体的な参加による活動を充実し、お互いを認め合う仲間づくりと一人一人の自己肯定感を高める。

(2) 地域の中の学校を意識した保護者との連携づくり

- 迅速で誠意ある保護者への対応(報告・連絡・相談)
- 授業参観・家庭訪問・保護者会・家庭との連絡等の充実
- PTA活動の活性化(教師が積極的参加するPTA行事)
- 外部指導者・協力者の導入(ボランティアによる学習・クラブ活動への協力・支援)
- 登下校時の安全への啓発(立哨安全指導の強化)

(3) 命や人権を尊重し、豊かな心の育成するための取組

①規範意識の醸成

- 積極的な生徒指導の充実→学級の中で自己を生かし、仲間とともに協力し、助け合う学級活動
(思いやりの心の育成)

②道徳教育の確保と充実

- 心に響く生き方の指導を充実させる→自己を見つめる力と他を思いやる心を育てる。

③発達段階に応じた計画的な体験学習の実践

- 狭山茶とふれあう教育の推進、4年生福祉体験、1・2年生農業体験などの体験活動等の実施

(4) 職員の資質向上のための取り組み(校内研修等)

①授業力向上のための校内研修の実施

- 目標の具現化の研究→校内研修を充実させ、確かな学力を児童へ身につけさせる。
- 各学年における少人数指導・個に応じた指導の工夫

②生徒指導上の諸問題に関する校内研修の実施

- 児童理解研修会の充実(New I'sを活用した研修会・校内の対応やケース会議についてなど)

(5) 幼・保・小の連携、小中一貫教育の推進

①子ども未来室事業との連携

- 「遊びと学びの手引き」の活用…小1プロブレム対策
- 臨床心理士、スクールソーシャルワーカーの巡回訪問の活用

②豊岡中との一貫教育

- 乗り入れ授業、出前授業、5・6年の一部教科担任制、小中交流会
- 小中合同あいさつ運動をはじめとする行事の連携

IV いじめの早期発見のための取組

〈基本方針〉

- ・いじめは、早期発見することが早期解決につながるとの考えから、教職員の間で情報を共有し、学校・家庭・地域が連携し、情報収集し、早期発見に努める。
- ・早期発見のためには、日頃から教職員と子どもたちそして、保護者との信頼関係を構築することが基本である。
- ・いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。

(1) 日々の観察

- ・全職員が「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
- ・全職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。以下のチェックリストを参考として日々の観察を行う。

①いじめられている子のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校 朝の会等	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教職員と視線が合わず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある。 <input type="checkbox"/> 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間	<input type="checkbox"/> 持ち物にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> 給食を教室の自分の席で食べない。 <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 衣服の汚れ等がある。 <input type="checkbox"/> 一人で清掃している。
放課後	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

②いじめをしている子のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションをとり、状況を把握する。

場面
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

③教室でのサイン

教室がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

場面
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる。 <input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 <input type="checkbox"/> 何か起こると特定の児童の名前が出る。 <input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い。 <input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある。 <input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

④家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるように保護者に伝えて置くことが大切である。

場面
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる。 <input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 <input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 <input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 <input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 <input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがある。 <input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる。 <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 <input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える。 <input type="checkbox"/> 学習時間が減る。 <input type="checkbox"/> 成績が下がる。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 <input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる。 <input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる。

(2) いじめに関するアンケートの実施

- ・年3回実施し、アンケートの分析をする。分析結果に応じて学級・学年・全校で対応する。
【1回目→6月実施 2回目→10月実施 3回目→2月実施】
※アンケートは学年ごとにまとめてファイリングし、3年間保存とする。

(3) 教育相談体制の充実

- ①日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ②相談室の利用等について、児童に広く周知する。
- ③保護者に対して、日頃から連絡を密にし、気軽に相談できる関係をつくる。
- ④家庭訪問や個人面談を行い、家庭との協力体制を構築する。
- ⑤公の相談窓口、相談機関について広報する。

(4) 地域との連携

- ・地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域における「子どもの見守り活動」を推進する

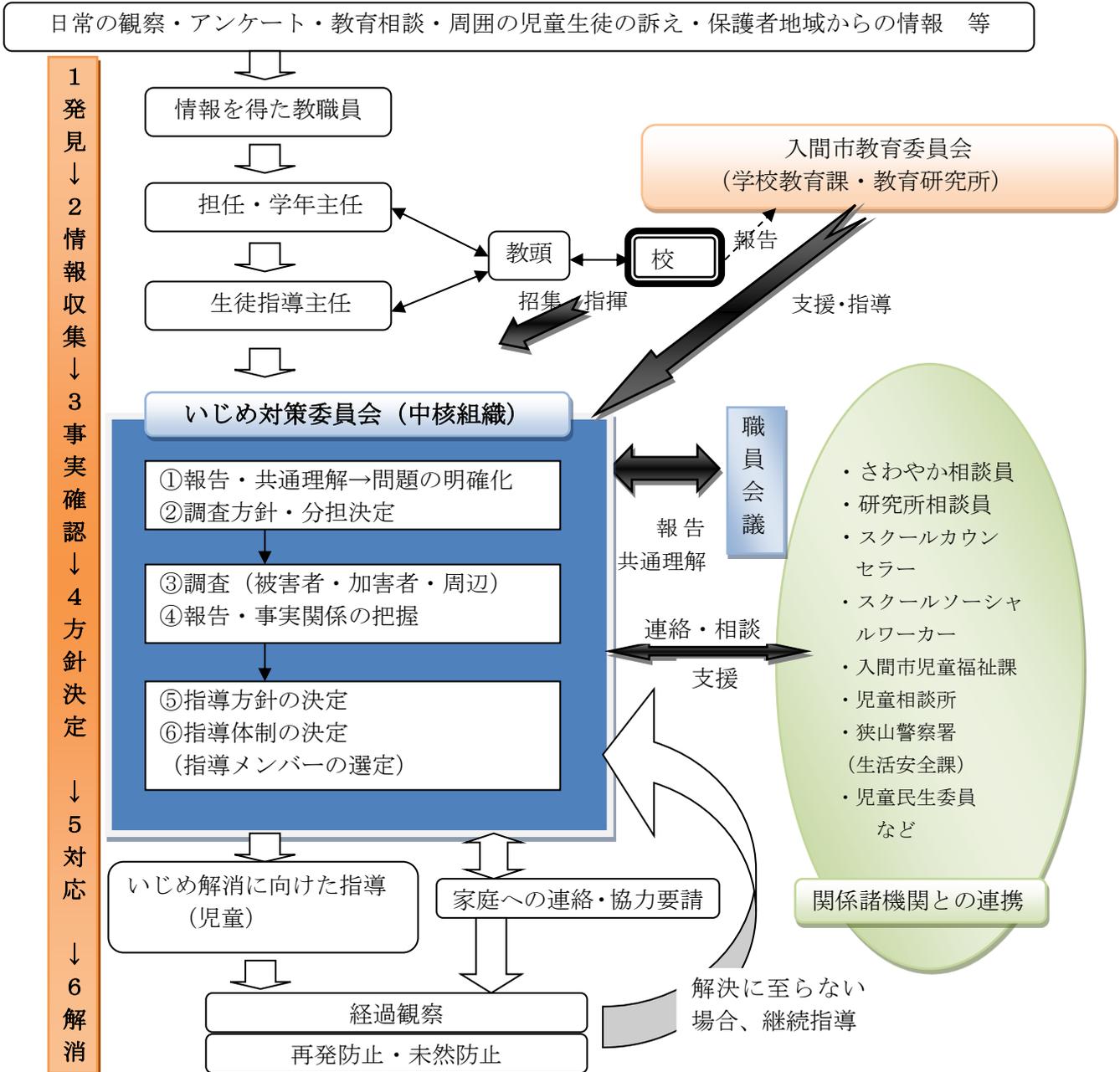
V いじめへの対応

〈基本方針〉

- ・いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害者児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
- ・解決にあっては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、保護者協力のもと、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたり、重大事案にあっては、教育委員会と連携し対応する。

(1) いじめに対する対応の基本的な流れ

いじめの問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに関係職員、教頭に報告する。また、緊急のいじめ対策委員会を開催し、敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速にいじめ対策委員会を開催し、対処する。必要に応じて、外部機関との連携を図る。



(2) 重大事態が発生した場合

法第28条に定める重大事態が生じたとき、校長が直ちに教育委員会へ連絡・報告し、指示を仰ぐ。市教育委員会または学校が中心となって、調査を行い、保護者に調査結果を報告する。

【重大事態の定義】第28条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係

を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

VI ネットいじめに対する指導と対応

〈基本方針〉

- ・携帯電話やスマートフォン等を子どもが使用することで、弊害や危険性が指摘されており、さらに学校での情報モラル教育だけでは問題解決が困難であり、児童がトラブルに巻き込まれないようにするためには、携帯電話やスマートフォンを持たせるべきではないと考える。
- ・保護者の責任において、多くの児童が携帯電話を所持している現状があり、子どもや保護者に対する情報モラルの指導、携帯電話の使用についての啓発活動が、高度な情報化社会にあって不可欠であり、喫緊の課題としてとらえる。

(1) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上に掲示板に書き込んだり、メールを送ったり、また、仲間はずれなどの方法によりいじめを行うもの。

- ①メールによるいじめ
- ②LINE、ツイッターなど SNS を利用したインターネット上でのいじめ
- ③学校裏サイトによるいじめ
など

(2) 保護者に対して以下の内容を啓発（学校公開日にあわせて講師による保護者向け講演会の実施）

- ①そもそも、多くのリスクを考えた場合、携帯電話やスマートフォンを持たせる必要があるのか、保護者として子どもを指導し、トラブルに対して責任が持てるのかを十分に検討すべきである。
- ②子どもたちのパソコンや携帯電話、スマートフォンを管理するのは、保護者である。
- ③危険回避のためには、フィルタリングだけでは不十分であり、各家庭で子どもたちを危険から守るための指導ルール作りが大切である。
- ④インターネットへアクセスすることは、「トラブルの入り口に立っている」という認識、知らぬ間に利用者の個人情報流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを認識する。

(3) インターネットの特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施（非行防止教室に位置付け）

- ①発信した情報は、多くの人に広まり、一度流した情報は、簡単には回収できないこと。
- ②匿名であっても書き込みをした人は特定できること。
- ③違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や障害などの他の犯罪につながる可能性があること。

Ⅶ いじめ防止のための年間指導計画

月	職員会議等	いじめ対策委員会	具体的な取組	
			未然防止	早期発見
4	年度当初職員会議 職員会議 学年保護者会	第1回委員会 職員室前写真 掲示	学級開き (学校内規律・授業規律の指 導、学年全体での共通行動・共 通理解)	児童の観察 前学年との引き継ぎ
5	職員会議	第2回委員会 昨年度までの 情報共有	生徒指導委員会による 規律の情報共有・共通 行動	児童観察 家庭訪問 いじめに関するアン ケート
6	職員会議 児童理解研修	第3回委員会 いじめに関す るアンケート	児童理解研修による情 報の共有と対応に関す る共通理解	
7	学年保護者会		いじめ防止強化週間	個人面談など
8	校内研修	第4回委員会		
9			学期はじめに得た情報 の共有	
10			児童に関する情報共有	いじめに関するアン ケート
11	職員会議	第5回委員会 いじめに関す るアンケート	職員会議や学年会での 児童に関する情報共有 いじめ撲滅月間	
12	学年保護者会		いじめ防止強化週間	
1	職員会議	第6回委員会 集計・分析 ←		学校評価アンケート
2	職員会議 学年保護者会	第7回委員会	職員会議や学年会での 児童に関する情報共有	いじめに関するアン ケート
3			いじめ防止強化週間	